

# 急傾斜地崩壊対策事業について

## 1 急傾斜地の崩壊対策について

急傾斜地の崩壊による災害から生命を保護するために実施する急傾斜地崩壊防止工事(がけ崩れ防止工事)は、**土地を所有する者や被害のおそれがある者が行うのが原則**です。

しかし、急傾斜地の崩壊対策には、多額の費用と高度な技術が必要となることから、地域の皆様からの要望を受け、**土地所有者等に代わり、広島県・広島市において急傾斜地崩壊防止工事を実施**しています。

## 2 急傾斜地崩壊対策事業の実施要件

広島県・広島市が行う急傾斜地崩壊対策事業には、次の実施要件があります。

区分	県施行 <sup>※1</sup>	市施行
がけの状態	自然がけ <sup>※2</sup>	
がけの勾配	30度以上	
がけの高さ	10m以上	5m以上
保全人家 <sup>※3</sup>	10戸以上	5戸以上
事業費	7,000万円以上	100万円以上

※1 県施行の実施要件の詳細は、広島県のホームページをご確認ください。県施行の実施要件については、一定の条件を満たす場合、「がけ高」の取扱いが「10m以上」から「5m以上」へ変更となる場合があります。

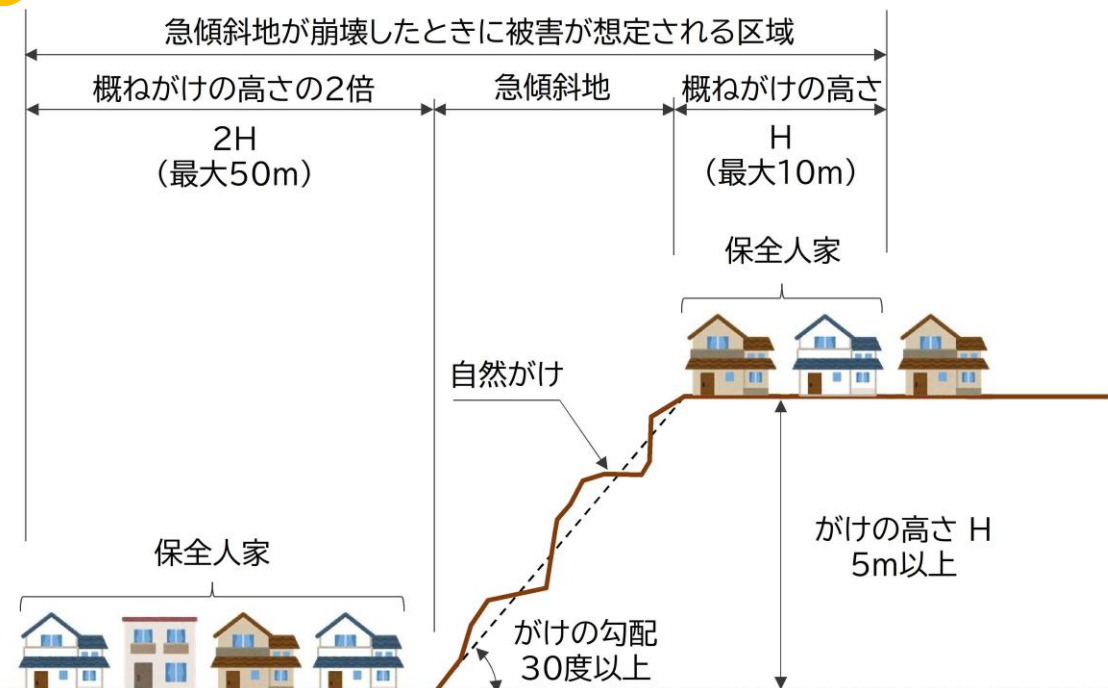
※2 自然に形成された人の手が加わっていないがけ

※3 急傾斜地が崩壊したときに被害が想定される区域の中にある人家等(空家・店舗を除く)

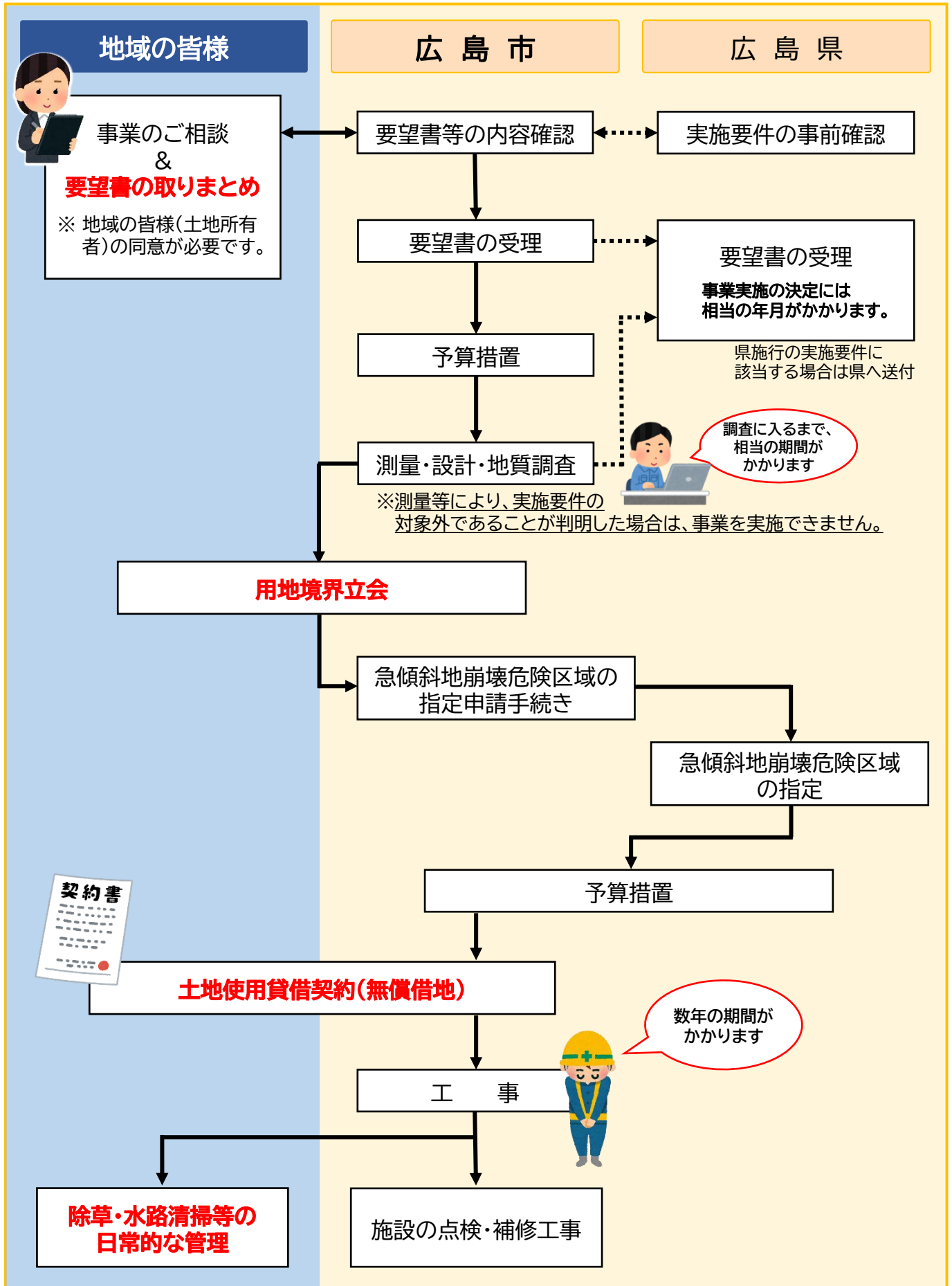
広島県ホームページ  
「急傾斜地崩壊対策事業  
について」



### 概要図



### 3 急傾斜地崩壊対策事業（市施行）の流れ



## 4 要望に関する注意事項

- 要望にあたっては、要望代表者(町内会長や発起人など)が急傾斜地の土地所有者と被害が想定される区域の土地所有者全員の同意を得た上で、要望書を提出する必要があります。

**※ 広島県・広島市において、要望書の取りまとめは行いません。**

- 事業を実施しても、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)は解除されません。  
また、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が全て解除されるとは限りません。
- 急傾斜地崩壊防止施設を設置しても、がけ崩れを完全に防ぐことはできないため、日ごろからハザードマップの確認など、豪雨・地震等に備えるようにしてください。
- 要望書を受理しても、多くの要望箇所があり計画的に対策を実施しているため、**事業着手・完成までに相当の年月がかかります。**
- 要望書を受理しても、現地調査や測量の結果、実施要件の対象外であることが判明した場合は、事業を実施できません。
- 事業を円滑に進めていくため、次の条件に承諾・協力していただく必要があります。
  - (1) 現地調査・現地測量・地質調査を行うための土地の立入りについて
  - (2) 事業を実施する土地と隣接地の土地所有者を確認するための**用地境界立会**について
  - (3) **急傾斜地崩壊危険区域の指定**と私有地内における危険区域の**標柱・標識の設置**について
  - (4) **施設の設計や工事の実施方法を県・市に任せること**について
  - (5) **工事に支障となる物件等は、支障にならないよう所有者等が自ら移設すること**について
  - (6) 事業に必要な土地の**土地使用貸借契約(無償借地)を締結すること**について  
〔用地買収は行いません。土地の寄附も受け付けられません。〕
  - (7) 工事中は、長期間にわたり騒音・振動・ほこりが発生することや工事車両の出入り等で通行止めを行うことについて
  - (8) 工事に必要な土地(施工ヤード・進入路など)の一時的な無償使用に応じ、所有者等が自ら、関係者との調整を行うことについて
  - (9) 施設から排出される雨水の**排水施設の設置等**について
  - (10) 工事後も**地域の皆様が、除草、枝払い、水路清掃、落ち葉の清掃等の日常的な管理を行うこと**について

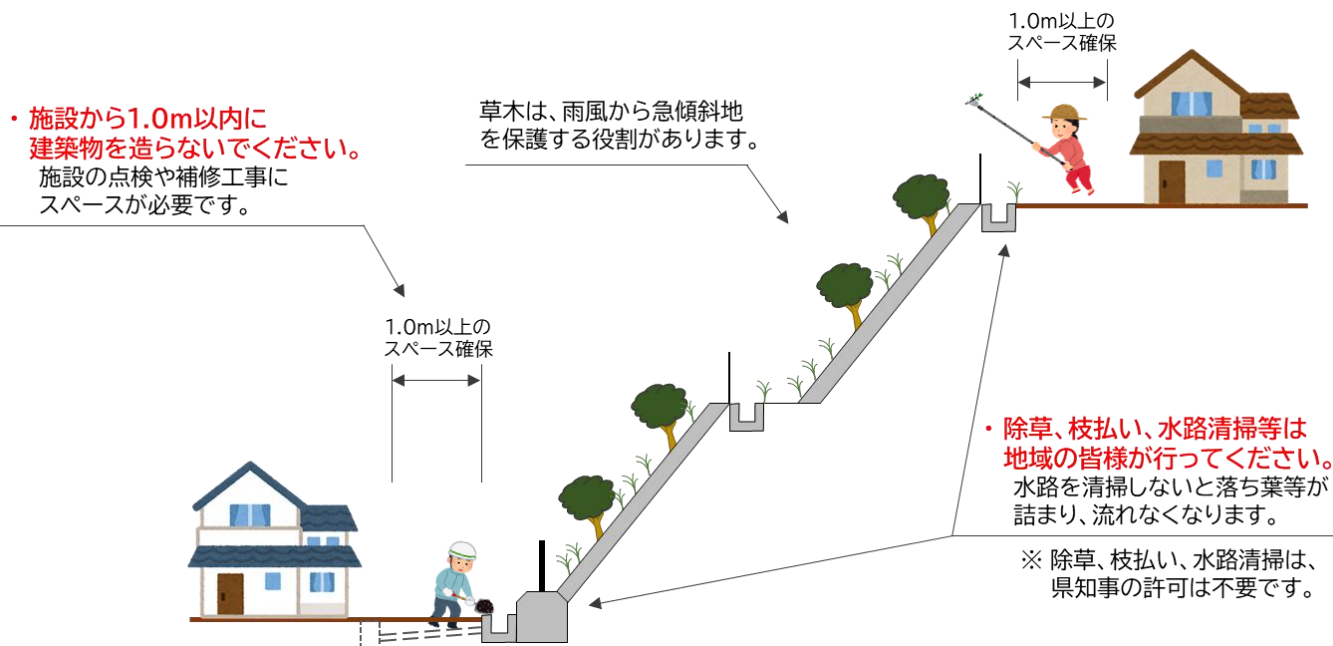
## 5 急傾斜地崩壊危険区域の指定について

- 急傾斜地崩壊危険区域に指定されると急傾斜地の崩壊を誘発・助長させるような行為が規制され、掘削、盛土又は木竹の伐採などの行為を行う場合は、**広島県知事の許可を受ける必要があります。**
- 規制される行為や手続きの詳細は、広島県のホームページをご確認ください。

広島県のホームページ  
「指定地(砂防、急傾斜、地すべり)内での許可が必要な行為)」



## 6 急傾斜地崩壊防止工事後の維持管理



### 県・市で行う維持管理

- 施設の点検や補修工事を行います。  
(作業に必要なスペース確保のため、施設から1m以上の離隔をとってください。)
- 施設内の草木は、**施設や隣接する人家等に損傷などのおそれがない場合は伐採・除草を行いません。**



### 地域の皆様で行う維持管理

- **除草、枝払い、水路清掃、落ち葉の清掃等の日常的な管理**は、工事前と同様に土地所有者や地域住民の方々に行っていただきます。
- 土地使用貸借契約(無償借地)を締結した土地所有者が変更となる場合は、県・市に届け出てください。



## 7 ご連絡先

お住まいの各区の地域整備課にご相談ください。

- |           |                 |             |                 |
|-----------|-----------------|-------------|-----------------|
| ○ 中区地域整備課 | Tel082-504-2583 | ○ 安佐南区地域整備課 | Tel082-831-4961 |
| ○ 東区地域整備課 | Tel082-568-7749 | ○ 安佐北区地域整備課 | Tel082-819-3912 |
| ○ 南区地域整備課 | Tel082-250-8963 | ○ 安芸区地域整備課  | Tel082-821-4936 |
| ○ 西区地域整備課 | Tel082-532-0952 | ○ 佐伯区地域整備課  | Tel082-943-9750 |

広島市 下水道局 河川防災課

住 所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 12階  
電 話 082-504-2377 FAX 082-504-2458  
E-mail [kasen@city.hiroshima.lg.jp](mailto:kasen@city.hiroshima.lg.jp)

詳細は、広島市のホームページをご確認ください。

